

収入基準の求め方

町営住宅等に申し込む方は、次の算出式によって算出された所得要件となりますので、申し込む住宅の所得要件をご確認ください。

(算出式)

$$\text{所得月額} = (\text{世帯全員の合計所得} - \text{控除額の合計}) \div 12$$

控除額一覧

控除の種類	控除額 (1人につき)	控除対象者
同居親族控除	38万円	入居しようとする同居親族及び別居している税法上の扶養適用該当者
老人扶養親族控除	10万円	世帯の中に70歳以上の老人扶養親族がいる場合
扶養親族控除(16歳以上23歳未満)	25万円	世帯の中に満16歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合
障がい者控除	27万円	申込者または同居親族の中に障がい者手帳の交付を受けているものがある場合
特別障がい者控除	40万円	身体障がい者は1,2級、知的障がい者はA判定、精神障がい者は1級に該当するものがある場合
寡婦(寡夫)控除	27万円	申込者または同居親族の中に寡婦、寡夫がいる場合
ひとり親控除	35万円	婚姻関係あるいはそれと同様の関係にある者が存在せず、かつ生計を一にする子がいる場合
所得金額調整控除	10万円	給与所得のある方

※雑損失、純損失の繰越控除については、所得金額から控除することができます。

裁量階層とは

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、基準となる所得月額が引きあがります。

1. 申込者または同居親族に障がい者がいる場合。
2. 申込者が60歳以上の方であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上の方、または18歳未満の方で構成される世帯。
3. 小学校就学前の子どもがいる場合。

町営住宅の所得要件

一般：158,000円以下

裁量階層：214,000円以下

桜田住宅の所得要件

158,000円以上